

社会 554

児童の賞罰相当度認識を変える状況要因

—2. 正当化条件付き課題での賞罰相当度認識の構造—

○田中 純夫 徳井 千里 沢崎 俊之

(千葉県警察本部) (お茶の水女子大学) (埼玉工業大学)

I 問題と目的

発表1では、児童の基本規範についての賞罰相当度認識が、さまざまな言い訳条件や正当化条件が付加されることでどのように変化するかを探ってきた。ここでは、正当化条件付き課題における児童の賞罰相当度認識をより構造的に捉えることを主な目的とし、基本規範との関連を検討することから、慣習的行為への準拠やそれにとらわれない状況に応じた行動選択および創造的活動姿勢の背景にはどのような要因が考えられるかを探る試みを行う。

II 方法

1 調査対象：千葉県内の公立小学校9校15学級に在籍する5年生499名（男子253名・女子246名）

2 調査日時：1991年2月～3月

3 調査内容と分析方法

(1) 基本規範：発表1と同じ。ここでは正当化条件付き課題での賞罰相当度認識の関連要因と考える。得点化も発表1と同様の変換（「ほめられる」は5～1、「しかられる」は-5～-1）を行った。

(2) 正当化条件付き課題：発表1と同じ。

「正当化条件」は、慣習的きまりに対立する高次の善という形で提示され、{自己実現} {向社会性}の2タイプを想定。ここでは、<手続き>領域の14項目に限定して考察する。得点化は(1)と同じ。

III 結果と考察

1 正当化条件の因子的妥当性

正当化条件の構造を明確にするとともに、それぞれの正当化条件を{自己実現}と{向社会性}の2タイプとして捉えることの妥当性を検証するために、使用した14項目への児童の回答を因子分析（主因子解法→パリマックス回転）した結果を表1に示した。4因子が抽出され（説明率58.7%）、以下のような特徴が読み取れる。なお、因子の命名は高得点の方向（プラスの得点）への意味づけから行った。

○第1因子：ここに属する項目において高得点を示す児童は、学業・スポーツでもっと良い学習法や学習内容があつても指定された方法や課題の遂行を遵守するというもので、「学習手続遵守」と命名。善行為に{

自己実現}の正当化条件が付加された項目に対応。

○第2因子：善行為では対立する高次の善に気づきながらも慣習的きまりに従い、悪行為では、指定された課題より自分の関心を優先するというもので、「自己利益追求」と命名。

○第3因子：生活面での慣習的きまりよりも高次の善を優先するもので、「向社会的行動」と命名。悪行為に{向社会性}の正当化条件が付加された項目に対応。

○第4因子：指定された問題の解き方・スポーツの練習法よりも良い方法を選択するもので、「学習方略革新」と命名。悪行為に{自己実現}の正当化条件を付加した項目の1部にあたる。

以上の結果から、正当化条件付き課題についての児童の賞罰相当度認識を、想定した2つの正当化条件のタイプを用いて考察を進めていくことの妥当性が概ね支持されているものと考えられる。以下、この4因子を正当化条件4状況と呼び、それぞれに含まれる項目の合計得点（1項目当たりに換算）をその指標とする。

表1 正当化条件付き課題での賞罰相当度認識についての因子分析結果

基本規範		正当化条件	F1	F2	F3	F4	
善 行 為	言わされた方法で問題解く 決められた課題をする 言わされた方法で練習する まじめに運動会の練習 掃除当番きちんとする 始業前に着席 遅れずに登校	良いやり方 他の勉強 良いやり方 違う練習 友人の手伝い 花瓶の片付け 迷子の世話	.737 .655 .661 .579				
				.451 .518			
悪 行 為		言わされた方法で解かない 決められた課題をしない =わざわざせず問題しない 掃除当番をいい加減にする 始業時間に着席する 遅刻をする	良いやり方 他の勉強 良いやり方 違う練習 友人の手伝い 花瓶の片付け 迷子の世話		.560 .739		.675 .734
					.355 .669 .786		
△ 係数			.752	.639	.627	.679	

2 基本規範の因子構造

善行為と悪行為のそれぞれ22項目に対する児童の回答を因子分析（主因子解法→パリマックス回転）した結果、それぞれ3因子、計6因子を抽出。それぞれの因子に含まれる項目の合計得点（1項目当たりに換算）をその指標とする。

<善行為> ①「生活習慣」=慣習的きまりについ

での「手続き」項目と「モラル」項目 ②「学習習慣」= 主に学業やスポーツについての「手続き」項目 ③「学習成果」= 学業とスポーツの「達成」項目

＜悪行為＞ ①「学習・生活習慣」= 学業・スポーツを除く「手続き」項目と「モラル」項目 ②「成績」= 学業についての「達成」項目 ③「学習方略」= 問題の解き方とスポーツ練習の仕方の2項目

表2 正当化条件4状況と基本規範6指標における児童の得点

賞罰相当度認識 児童		全体	男子	性差	女子
正当化条件	学習手続遵守	.50(1.01)	.57(1.13)	N.S	.44(.87)
	自己利益追求	-1.01(1.06)	-1.13(1.16)	<*	-.89(.94)
	向社会的行動	.61(1.22)	.73(1.33)	>*	.48(1.08)
	学習方略革新	-.04(1.21)	-.03(1.39)	N.S	-.06(.99)
基本規範	善行	生活習慣 学習習慣 学習成果	1.50(1.29) .86(1.05) 2.19(1.32)	1.46(1.34) .88(1.14) 2.18(1.38)	N.S N.S N.S
	悪行	学習生活習慣 成績 学習方略	-2.43(1.14) -1.50(1.22) -.88(1.32)	-2.47(1.19) -1.70(1.30) -.89(1.41)	N.S N.S N.S
	善行				-2.40(1.09) -1.29(1.10) -.87(1.23)
	悪行				

* P<.05 ** p<.001

3 正当化条件4状況および基本規範での児童の賞罰相当度得点

表2は、1、2で抽出した正当化条件4状況と基本規範6指標での児童の得点平均を男女別に示したものである。表から読み取れる主なことを列挙すると以下のようである。

○基本規範の善行為3指標への賞罰相当度の得点平均は「ほめられる」の側に、悪行為3指標への賞罰相当度の得点平均は「しかられる」の側に位置していることがわかる。

○正当化条件4状況への賞罰相当度は、「学習手続遵守」「向社会的行動」ではわずかに「ほめられる」と、「自己利益追求」では「しかられる」と判断している。「学習方略革新」では、賞に相当すると考える児童と罰に相当すると考える児童が同程度いる

と予想される。

○基本規範で性差が見られるのは「成績」だけであり、男子の方が女子よりも学業の不振をより強い罰に相当すると認識している。

○正当化条件4状況での性差を見ると、男子の方が「自己利益追求」ではより強い罰に、「向社会的行動」ではより高い賞に相当すると認識している。女子については「向社会的行動」はむしろ当然の

行為と考えているからなのかもしれない。

4 正当化条件4状況と基本規範との関連

表3は、正当化条件4状況と基本規範6指標との賞罰相当度得点の関連を相関係数（ピアソンの偏差積率相関係数）で示したものである。表から読み取れる主なことを以下に列挙する。

○「学習手続遵守」は善行為の3指標との間に正の、悪行為の3指標との間に負の相関が見られる。より良い方法に気づいていても、指示された学習方法を選択する児童は、どの領域の善行為もより高い賞に相当し、またどの領域の罰行為もより強い罰に相当するといったように、学校生活場面で求められる基本規範の遵守を最重視する姿勢がうかがわれる。

○「自己利益追求」は、善行為の「生活習慣」と低い負の、悪行為の3指標と正の相関を示す。この得点の高い児童は、生活に密着した基本的な習慣的きまりを遵守する行為はさほど賞を得るには値しないとし、逆にどの領域の悪行為もそれほど罰を受けるに値しないと認識していることがうかがわれる。

○「向社会的行動」は、善行為の3指標と正の、悪行為の「学習・生活習慣」と低い負の相関を示す。状況に応じてより良い行動選択できるという児童の社会性は、基本的な慣習からの違背への罰と、より良い行為への賞に動機づけられていることが予想される。

○「学習方略革新」は、悪行為の「学習方略」とだけ比較的高い正の相関を示す。学業やスポーツの領域で、自ら進んで創意工夫を凝らし、より良い方法を選択できる児童は、指示された解法や練習法を絶対のものとは考えず、ただ単に指示を遵守することがそれほど賞を得るには値しないと考えているようである。

児童にあって、その育成が望まれる「向社会的行動」と「学習方略革新」とでは、関連する基本規範が異なっており、またそれぞれへ動機づけられたにも差異があることが予想され、今後の検討すべき課題となる。

表3 正当化条件4状況と基本規範との関連

基本規範	善 行 為			悪 行 為		
	生活習慣	学習習慣	学習成果	学・生習慣	成績	学習方略
正当化条件	.44	.51	.39	-.26	-.25	-.24
学習手續遵守						
自己利益追求	-.17				.39	.17
向社会的行動	.21	.13	.19	-.12		
学習方略革新						.43

いずれもP<.01, なお、空欄のところは±.10未満